

「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性（意見具申案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）について

令和2年12月25日（金）

中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において、「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性（意見具申案）」が取りまとめられました。本意見具申案について、広く国民の皆様からの御意見を募集するため、令和2年12月25日（金）から令和3年1月8日（金）までパブリックコメントを実施します。

1. 背景

令和元年6月19日に、環境大臣から中央環境審議会に対し、瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について諮問がなされ、令和2年3月31日に「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」として答申を受けました。これを受け、中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において、更なる検討がなされ、今般「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性（意見具申案）」が取りまとめられました。

2. 意見の募集について

本案について、広く国民の皆様からの御意見を募集します。

なお、これに関連する中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会の資料等については、以下の環境省ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.env.go.jp/council/09water/yoshi09-15.html>

3. 意見募集要項

（1）意見募集対象

別添「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性（意見具申案）」

（2）資料の入手方法

〔1〕インターネットによる閲覧

- ・電子政府の総合窓口[e-Gov]

<https://www.e-gov.go.jp/>

- ・環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/press/108862.html>

〔2〕郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、140円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の紙が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向

性（意見具申案）に対する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、下記「（５）意見提出先」の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受付できませんので、あらかじめ御了承願います。

（３）意見募集期間

令和２年１２月２５日（金）～令和３年１月８日（金）

（※郵送の場合は締切日必着）

（４）意見提出方法

電子政府の総合窓口 [e-Gov] の意見提出フォームより御提出いただくか、次の意見提出様式に従い郵送で提出してください。

【意見提出様式】

[宛先] 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 企画係

[件名] 「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性（意見具申案）」に対する意見

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
（在学中の場合は「高校生」「大学生」などと表記）

[職業]

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[FAX 番号]

[電子メールアドレス]

[意見]

- 該当箇所 頁 行目
- 意見内容
- 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

※御意見は、日本語で御提出ください。

※皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

※御意見の対象となる答申案の該当箇所を明記してください。

※締切日までに到着しなかった場合や御記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとすることがあります。

※電話での御意見は承ることができませんので、あらかじめ御了承ください。

※御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。

※御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せることがあります。

※頂いた個人情報につきましては、本件業務のみに利用します。

(5) 意見提出先

[1] 電子政府の総合窓口[e-Gov]

<https://www.e-gov.go.jp/>

[2] 郵送

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 企画係 宛て

郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

※郵送の場合は封筒の表面に、「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性（意見具申案）に対する意見」と記載してください。